決議

今回共々の嘆願書を賃銀値上に関する件は最も
合法的にして物価騰貴の現時従業員一同の最低生活
すら保証するものに非ず然し共同団の之情等を
も参酌し最低なる月を二割の値上を嘆願せり
依て吾等は大同団結最低近日的の貫徹を期す

昭和九年十月一日

度知船紙従業員大会

（協調會勞働課）